これまでも我が国は、開発途上国が自立的発展を実現するための根幹となる人材育成について、技術協力や人材の育成・確保のためのシステムづくり等の支援を実施してきたところであり、今後とも引き続き、支援を効率的・効果的に推進していく必要がある。

⑵　具体的には、外務省等の関係機関と連携して、開発途上国に訓練指導員や職業能力開発分野の専門家を派遣し、現地における職業訓練の実施を支援する必要がある。

また、開発途上国における技能労働者の育成を行うために、技能検定等の技能評価システムの開発途上国への移転を図る「技能評価システム移転促進事業」を推進し、開発途上国における日本型技能評価システムの構築を支援すること等を通じて、日本型技能評価システムを国際的に普及させていく必要がある。

国際機関等を通じた国際協力においても、我が国に蓄積された人材育成に係るノウハウを活用して、開発途上国の人材育成を支援するため、開発途上国における職業能力開発関係施設の整備・運営に係る助言等、引き続き、これらの地域における人材養成に対する支援を行う必要がある。

また、開発途上国の職業訓練体制の整備による技能労働者の育成に資するため、開発途上国の職業訓練指導員について、我が国への受入れを積極的に進め、高度で専門的な技能はもとより、指導技法、キャリア・コンサルティング技法等訓練指導に必要な能力を付与する必要がある。

平成22年７月に施行された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）を踏まえ、新たな技能実習制度の適切な実施に向けて、監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導の強化、技能実習生に対する母国語電話相談の充実等を通じて、適正で実効ある技能移転を進めるとともに、技能実習生の保護の強化を図る必要がある。

また、技能実習制度推進事業運営基本方針（平成５年４月５日労働大臣公示）の改正により、実習実施機関は技能実習計画に基づき技能等を評価することとなったことを周知し、技能実習計画に基づき技能検定３級に相当する検定・資格試験等の受験が行われるよう指導を強化するとともに、技能実習生の帰国後の状況についてフォローアップを行い、制度改正による技能移転の成果の検証に努める必要がある。

８　我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能（総合調整機能）の強化

⑴　国のプロデュース機能（総合調整機能）の強化の必要性

イ　新成長戦略で盛り込まれている今後成長が見込まれる介護・福祉、医療、子育て、情報通信、観光、環境等の分野の発展を確実なものとしていくには、これらの分野における求人ニーズに即した人材を多様な担い手によって供給することが重要である。

また、雇用失業情勢の変化に的確に対応するため、雇用のセーフティネットとしての離職者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者等に対しても、新たなセーフティネットとして、職業訓練により新たな職業能力や技術を身につけるための支援を行っていく必要がある。

さらに、我が国の経済社会が持続的な発展を続けるためには、我が国の基幹産業であり国際競争力を有するものづくり分野を支える人材育成も重要である。

ロ　ＯＥＣＤの報告書によると、我が国のＧＤＰに占める職業訓練等への公的支出の比率は、ＯＥＣＤ諸国の平均より低くなっている。これは、従前、我が国においては、他のＯＥＣＤ諸国と比して失業率が低い傾向にあり、公共職業訓練等に従事するスタッフの数も少ないことに加え、長期雇用制度の下で人材育成において企業が果たす役割が大きかったことなど、様々な背景が考えられる。人材育成において企業が果たす役割の重要性に変わりはないが、成長が見込まれる分野の人材育成や雇用のセーフティネットの強化等、職業能力開発に対するニーズの高まりに応えていくためには、多様な訓練の担い手を活用しつつ、今後とも職業能力開発施策の質と量の両面にわたる充実を図っていく必要がある。

一方で、我が国の財政状況が厳しいことを踏まえると、職業訓練に係る政策資源（ヒト（訓練指導員）、カネ（予算）、モノ（施設））については、選択と集中が必要であり、職業訓練の実施に際しては、効率的かつ効果的に行う必要がある。

このため、国は、我が国全体の職業能力開発の質及び量の両面にわたる確保を図るため、我が国全体の職業能力開発のビジョンを策定し、職業訓練のインフラ整備を行う「プロデュース機能（総合調整機能）」を戦略的に強化する必要がある。

具体的には、我が国全体の職業能力開発のビジョンを策定するとともに、職業能力開発のインフラ整備のため、①国全体や地域の訓練ニーズの把握や、訓練分野・規模の決定等を可能とする仕組みの構築、②訓練カリキュラム・指導技法・就職支援技法の開発・普及、③訓練に係る情報の提供、品質の確保、④訓練指導員等の育成・確保、⑤職業能力の評価システムの整備、⑥職業訓練の実施体制の整備を行う必要がある。

⑵　職業能力開発のビジョン・訓練計画の策定

国は、我が国全体の職業能力開発の総合調整のため、職業能力開発基本計画において、今後における公共・民間部門の役割分担や、ものづくり分野・サービス分野等を含む我が国全体の職業能力開発の方向性を定める中期的なビジョンを提示することが重要である。

また、国は、中央及び地域レベルの協議機関を通じて毎年度の訓練計画を策定する必要があり、具体的には、中央レベルについては、厚生労働省、関係府省、教育訓練機関、労使団体、学識経験者、独立行政法人雇用・能力開発機構等により構成される中央訓練協議会において、職業訓練のユーザーである労使等のニーズを踏まえた毎年度の我が国全体の職業訓練の実施分野、実施規模等を決定することが求められている。

さらに、地方レベルについても、都道府県労働局、都道府県、教育訓練機関、労使団体、学識経験者、独立行政法人雇用・能力開発機構等によって構成される地域訓練協議会において、職業訓練のユーザーである労使等のニーズを踏まえた毎年度の各地域の職業訓練の実施分野、実施規模等を決定することが求められている。

⑶　職業訓練のインフラの構築

イ　訓練カリキュラム・指導技法等の開発

国、都道府県、民間教育訓練機関、企業等を含む我が国全体の職業訓練の質と量の維持・向上を図っていくためには、職業訓練の実施に必要不可欠な訓練カリキュラム等を、広く利用できる政策資源として整備していく必要がある。

具体的には、国は、求職者支援制度が創設される中で成長が見込まれる分野における新たな訓練を適切に実施するため、また、ものづくり分野における技術革新等に対応した訓練を適切に実施するため、産学官の有識者の参集を求め、これらの分野における職務内容や必要となる能力分析に必要な基礎研究に取り組んでいく。

また、基礎研究が終了した分野については、これまでものづくり分野等において蓄積のある職業能力開発総合大学校等を活用して、具体的な訓練カリキュラム等の研究開発を行う必要がある。職業能力開発総合大学校においては、開発した訓練カリキュラム等を、ＰＤＣＡサイクルを通じて不断に見直すことが必要である。

さらに、訓練受講者の早期かつ円滑な再就職を促進するためには、訓練受講前、受講中、受講後のそれぞれの段階において適切にキャリア・コンサルティング等を行うことが重要であり、そのためには、キャリア・コンサルティング等の就職支援技法の開発と、その普及をこれまで以上に強化する必要がある。

加えて、国は、開発した訓練カリキュラム等が、独立行政法人雇用・能力開発機構のみならず、全国の都道府県立職業能力開発校、民間教育訓練機関、企業等において一層活用されるように、訓練カリキュラム等の普及・活用促進を図る必要がある。